

金沢都市計画公園の変更について（石川県決定）

都市計画公園中 5・5・5 号金沢城公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
総合	5・5・5	金沢城公園	金沢市 丸の内、大手町、 尾山町及び兼六町	約 28.5ha	園路及び広場 修景施設 休養施設 教養施設 便益施設 管理施設 その他災害応急施設等

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

5・5・5 号金沢城公園は、豊かな自然環境と金沢城の歴史的遺産の保全を図り、県都のシンボルとなる総合公園として位置付けられている。

今回の変更は、明治期に焼失した「鼠多門」の復元整備事業の実施に合わせ、鼠多門や玉泉院丸庭園への入口となる城の西側に新たな賑わい・エントランス空間を創出するため、鼠多門橋を設けると共に、尾山町側に園地を設け、区域 456 m²を追加するものである。

今回の区域拡大により、魅力ある城下町の景観の創出や公園の利用拡大を図るものである。